

# 旭川市都市計画審議会の委員を募集します



ASAHIKAWA  
CITY

募集期間 令和8年6月22日(月)から令和8年7月21日(火)まで【必着】

## ◆ 都市計画とは？

無秩序に建物が建設されたり、土地利用が行われたりした場合、私たちの住環境に支障が生じます。都市計画とは、こうした問題が生じないよう、規制・誘導・整備を行うことを定めるものであり、まちを健全に発展させていくための指針となるものです。

## ◆ 都市計画審議会の役割とは？

旭川市が定める都市計画等についての調査・審議を行います。  
学識経験者7名、市議会議員1名、市民3名（うち公募2名）の計11名で構成されています。  
旭川市都市計画審議会の詳しい情報を知りたい方は旭川市HPをご覧ください。



旭川市都市計画審議会のページ

## ◆ 委員の任期

令和8年9月1日から令和10年8月31日までの2年間

## ◆ 募集人数

2名（原則として、男性1名・女性1名）

## ◆ 応募いただける方

次の4つの要件の全てを満たす方が対象です。

①旭川市内に居住している方又は通勤通学している方

②令和8年9月1日現在の年齢が18歳以上である方

③委員又は参加者として就任している本市の附属機関及び懇談会等の合計数が2以下である方

④本市の市議会議員及び職員ではない方

## ◆ 委員報酬

審議会1回の出席につき、7,700円を支給します。（所得税等が源泉徴収されます。）

## ◆ 審議会の実施場所とスケジュール

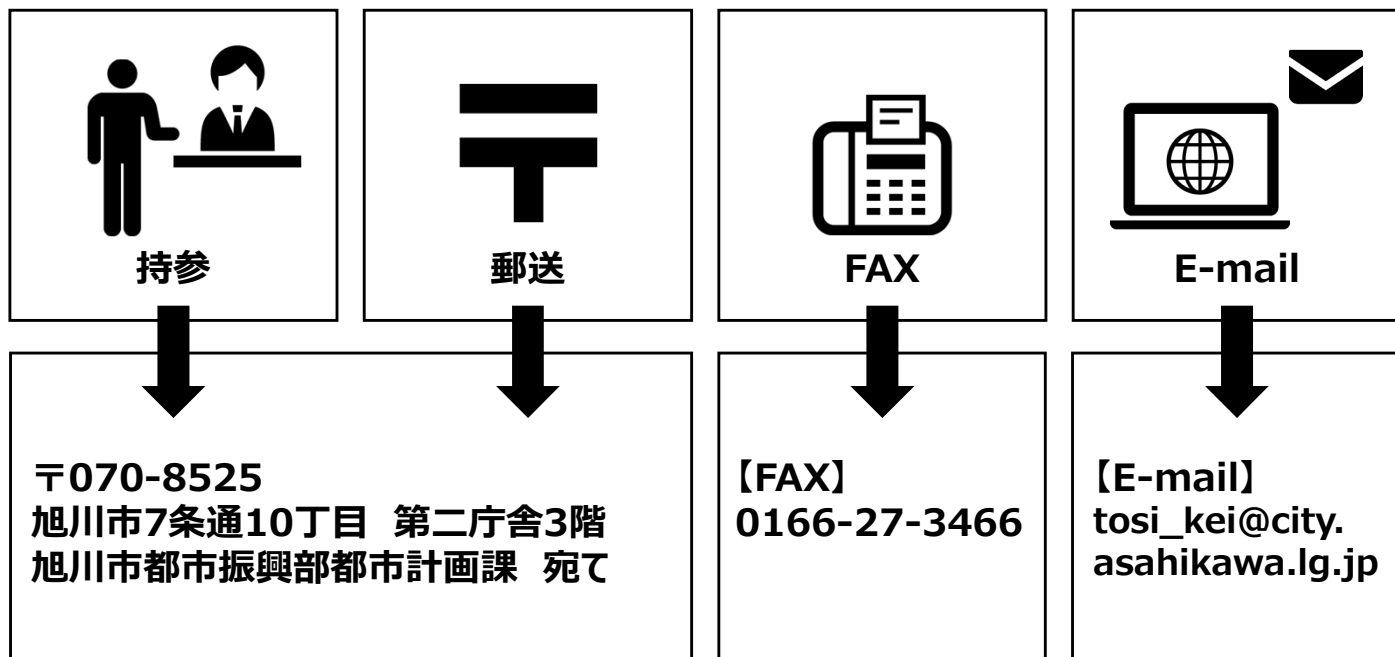
旭川市総合庁舎周辺で、午後6時以降の開催が多い状況となっています。  
各委員のスケジュールを調整して開催されます。（年3～4回、1回2時間程度）

応募方法の詳細は裏面をご覧ください>>

## ◆ 応募方法

応募用紙に必要事項と、本市の都市計画に対しての御意見を記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

なお、ご提出いただいた応募用紙は返却しませんので、あらかじめご了承ください。



## ◆ 募集期間

令和8年6月22日(月)から令和8年7月21日(火)まで【**必着**】

## ◆ 選考方法

- ・応募者が募集人数を上回った場合は、応募用紙に記載された応募の動機及び都市計画に対する意見等を審査し、選考します。
- ・本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に就任していない方を優先して選任します。
- ・上記附属機関等に就任している方で、審査の結果、同じ評価となった方が複数いる場合は、委員又は参加者として就任している本市の附属機関又は懇談会等の合計数が少ない方を優先して選任します。
- ・選考結果は、応募者全員に書面で通知します。

## ◆ 問合せ先

旭川市都市振興部都市計画課

電話 0166-25-9704

FAX 0166-27-3466

e-mail tosi\_kei@city.asahikawa.lg.jp

